

## 個人型確定拠出年金の加入者の範囲拡大について

今回は、確定拠出年金制度の改正に伴う、個人型確定拠出年金の加入者の範囲拡大について取り上げます。

本題に入る前に、まず、年金制度について大枠を説明いたします。

年金は大別すると、確定給付年金と確定拠出年金の2つに分けられます。

まず1つめの、確定給付年金とは、将来受け取る年金額（給付額）が確定している年金を言います。確定給付年金は、将来受け取る年金額を実現するために、徴収する必要のある掛け金を逆算して年金資産を運用する制度です。そのため、想定どおりの運用が出来ずに、支払う年金額に不足が生じた場合などは、掛け金が引き上げられるリスクがあります。国民年金や厚生年金などは、確定給付年金に属します。

ここで疑問に思う方がいらっしゃるでしょう。国の年金なんて、将来どうなるか分からないから、受け取る年金額が確定していないのではないかと。いえいえ、国の年金制度はいろいろな条件設定をしており、給付額の算定式が複雑ですが、基本的には納めた掛け金に対して将来受け取る年金額が確定している、確定給付年金です。ただし、将来に制度変更される可能性がつきまとうため、本当は幾らもらえるのかが不確かなのです。

そして2つめの、確定拠出年金とは、支払う掛け金（拠出額）が確定している年金を言います。確定拠出年金は、年金資産の運用状況により、将来受け取る年金額が変動する制度です。そのため、運用の出来不出来により、受け取る年金額が想定より多かかったり少なかったりするリスクがあります。

確定拠出年金は、さらに、企業型と個人型に分けられます。

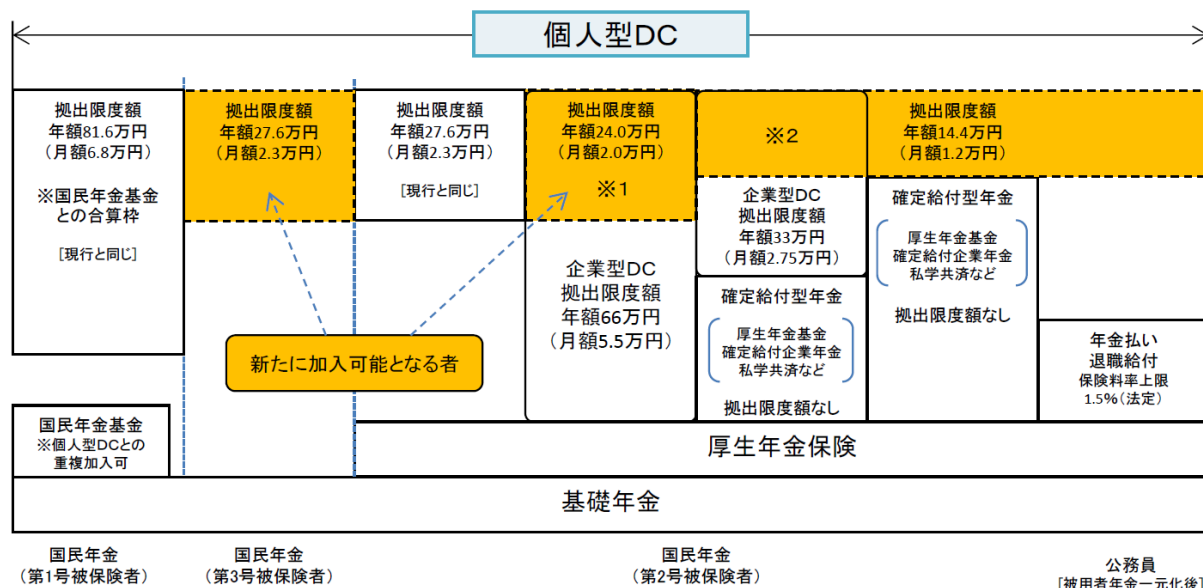
企業型確定拠出年金（企業型DC）は、企業単位で導入し、個人名で加入する年金制度です。

個人型確定拠出年金（個人型DC）は、個人単位で加入する年金制度です。

ここで今回のテーマとなりますが、個人型DCの加入者の対象範囲が、来年の2017年1月から大幅に拡大されます。

今まで、個人型DCに加入できたのは、国民年金第1号被保険者（個人事業主など）、および国民年金第2号被保険者のうち勤め先に企業年金がない会社員だけでした。国民年金第3号被保険者（専業主婦・パートなど）、勤め先に企業年金がある会社員、および公務員などは、個人型DCに加入することが出来ませんでした。

それがなんと改正後は、基本的に全ての人が、個人型DCに加入することが出来るようになります。加入するかしないかは任意なので、実際に追加加入する人数がどれだけになるか予想は難しいのですが、専業主婦は約900万人、公務員は約440万人、勤め先に企業年金がある会社員は1300万人とも試算されており、合計で約2700万人が新たな加入対象者となり、大変インパクトの強い改正であると言えるでしょう。



※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

(出所：損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社 WEBサイト)

確定拠出年金に加入する大きなメリットは2つです。

ひとつは、年金資産の運用益が非課税なことです。通常の運用(預金や投資信託など)では運用益に対して20%課税されるため、大きなメリットと言えます。

もうひとつは、掛け金の全額が所得控除されることです。個人型DCの掛け金の上限は年66万円ですが、新たな加入対象者の掛け金の上限は年14~27万円程度となっています。仮に、所得税と地方税で合計30%を納付している人が、新たに個人型DCで掛け金を年20万円拠出した場合、所得控除により6万円の節税となります。個人の所得控除としては、大変大きなものと言えます。

さて、範囲拡大された対象者のうち、勤め先に企業型DCがある会社員が新たに個人型DCに加入するためには、企業型DCの規約変更が必要となり、加入時における当面のネックになることが指摘されています。また、専業主婦などの所得がない人や少額の収入しかない人は、所得控除のメリットを享受できないため、個人型DCへの加入は限定的になるのではとの声もあります。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先